

添付法令資料 1 :

モロッコにおける執達吏組織に関する法律第 81-03 号の適用に関する  
2008 年 10 月 28 日付政令第 2-08-372 号 (目次)

- 第 1 章 選抜試験、実務修習及び修了試験の方法及び実施要領 (第 1 条～第 11 条)
- 第 2 章 法律第 81-03 号第 9 条が定める委員会の組織及び機能 (第 12 条～第 13 条)
- 第 3 章 補償及び俸給 (第 14 条)
- 第 4 章 執達吏全国委員会及びその機構 (第 15 条～第 44 条)
- 第 5 章 会計管理及び監査委員会 (第 45 条～第 47 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 48 条～第 52 条)

添付法令資料 2 :

韓国文化財保護法 (目次)  
2016 年 12 月 20 日法律第 14436 号により一部改正 2017 年 6 月 21 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
  - 第 2 章 文化財保護政策の樹立及び推進 (第 6 条ないし第 9 条)
  - 第 3 章 文化財保護の基盤造成 (第 10 条ないし第 22 条)
  - 第 4 章 国家指定文化財
    - 第 1 節 指定 (第 23 条ないし第 32 条)
    - 第 2 節 管理及び保護 (第 33 条ないし第 47 条)
    - 第 3 節 公開及び観覧料 (第 48 条ないし第 50 条)
    - 第 4 節 補助金及び経費支援 (第 51 条及び第 52 条)
  - 第 5 章 登録文化財 (第 53 条ないし第 59 条)
  - 第 6 章 一般動産文化財 (第 60 条ないし第 61 条)
  - 第 7 章 国有文化財に関する特例 (第 62 条ないし第 66 条)
  - 第 8 章 国外所在文化財 (第 67 条ないし第 69 条の 3)
  - 第 9 章 市及び道指定文化財 (第 70 条ないし第 74 条)
  - 第 10 章 文化財売買業等 (第 75 条ないし第 80 条)
  - 第 11 章 補則 (第 81 条ないし第 89 条)
  - 第 12 章 罰則 (第 90 条ないし第 104 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

コンセッションに関する 2010 年 1 月 28 日付モンゴル国法律 (目次)  
2017 年最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 コンセッションの分野における国家若しくは地方行政機関又は地方自治機関の権限 (第 6 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 コンセッション項目のリスト (第 9 条及び第 10 条)
- 第 4 章 コンセッションの付与 (第 11 条ないし第 19 条)
- 第 5 章 コンセッション契約 (第 20 条ないし第 25 条)
- 第 6 章 コンセッション取得者及びコンセッションへの資金供与者の権利 (第 26 条ないし第 28 条)
- 第 7 章 コンセッションを実行する保証 (第 29 条ないし第 32 条)
- 第 8 章 その他の規定 (第 33 条ないし第 36 条)

添付法令資料 4 :

ウルトラ・マイクロ・ファイナンスに関する 2017 年 2 月 23 日付  
インドネシア共和国金融大臣規程 No.22/PMK.05/2017 (目次)  
同月 24 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 目的 (第 2 条)
- 第 3 章 プログラムの対象 (第 3 条)
- 第 4 章 プログラムの実施者 (第 4 条ないし第 7 条)
- 第 5 章 資金調達 (第 8 条ないし第 10 条)
- 第 6 章 配分者
  - 第 1 節 基準 (第 11 条及び第 12 条)
  - 第 2 節 配分者指示メカニズム (第 13 条)
  - 第 3 節 配分モデル (第 14 条及び第 15 条)
- 第 7 章 ファイナンス配分要件
  - 第 1 節 配分者への政府投資センターからの配分 (第 16 条及び第 17 条)
  - 第 2 節 債務者への配分者／リンケージ機関からの配分 (第 18 条)
- 第 8 章 ファイナンス契約 (第 19 条)
- 第 9 章 信用情報システムプログラム (第 20 条)

- 第 10 章 報告 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 11 章 モニタリング及び評価 (第 23 条及び第 24 条)
- 第 12 章 制裁 (第 25 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 26 条)
- 第 14 章 終則 (第 27 条)

添付法令資料 5 :

カジノ経営に関するベトナム政府の議定 (目次)  
2017 年 1 月 16 日付第 03/2017/ND-CP 号議定 / 17.03.15 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 カジノ経営活動組織 (第 5 条ないし第 22 条)
- 第 3 章 投資登記証明書及びカジノ経営要件具備証明書の発給に係る要件及び手順・手続 (第 23 条ないし第 31 条)
- 第 4 章 外貨収支その他の外国為替活動の許可証発給の手順及び手続 (第 32 条ないし第 35 条)
- 第 5 章 通信、広告及びプロモーション (第 36 条ないし第 38 条)
- 第 6 章 財政、会計及び会計監査 (第 39 条ないし第 42 条)
- 第 7 章 行政違反処罰 (第 43 条ないし第 58 条)
- 第 8 章 国家管理、検査及び調査 (第 59 条ないし第 61 条)
- 第 9 章 施行条項 (第 62 条及び第 63 条)